

「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱」の変更について

2024年4月1日から導入される系統連系受電サービス（発電側課金）^{※1}の内容等を踏まえ、「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱（中部エリア）」「再生可能エネルギー等からの電力購入単価」「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱（中部エリア以外）」（以下、まとめて「契約要綱」といいます。）を、2024年4月1日より変更いたします。

つきましては、契約要綱の変更概要について、以下のとおりお知らせいたします。

なお、すでにご契約いただいているお客さまについても、変更後の契約要綱が適用されます。

※1 系統連系受電サービスの詳細につきましては、当社ウェブサイトをご確認ください。

当社ウェブサイト [【個人のお客さま】系統連系受電サービス（発電側課金）について](#)

[【法人のお客さま】系統連系受電サービス（発電側課金）について](#)

<変更概要>**1 再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱（中部エリア）**

変更後の内容は[こちら](#)

項番	項目	概要
19	料金および料金等の支払い ならびに支払期日	料金から系統連系受電サービス料金等を控除する場合の扱いについて追加しました。
28	名義の変更等	現在の再エネ特措法において買取義務者が送配電事業者と定められていることを踏まえ、契約発電設備が認定設備である場合の契約の扱いに関する規定 ^{※2} を追加しました。
30	受給契約の解約	系統連系受電契約が解約された場合の規定を追加しました。
VII	系統連系受電契約	系統連系受電サービス（発電側課金）について、主に以下の内容に関する規定を追加しました。 ・系統連系受電契約の締結および変更 ・系統連系受電契約解約時の扱い ・系統連系受電サービス料金等の支払い方法 ・系統連系受電契約に関する業務の遂行における個人情報の共同利用

※2 この度の契約要綱の変更により、当社の受給契約上の地位を直ちに譲渡するものではありません。

2 再生可能エネルギー等からの電力購入単価

変更後の内容は[こちら](#)

項 番	項 目	概 要
2	料 金	系統連系受電サービス（発電側課金）による影響を踏まえた調整料金に関する規定を追加しました。

3 再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱（中部エリア以外）

変更後の内容は[こちら](#)

項 番	項 目	概 要
3	定 義	新たに「発電契約者」について規定しました。
19	料金の支払いおよび 支払期日	料金から系統連系受電サービス料金等を控除する場合について追加しました。
29	受給契約の解約	系統連系受電契約が解約された場合の規定を追加しました。
VII	系統連系受電契約	系統連系受電サービス（発電側課金）について、主に以下の内容に関する規定を追加しました。 <ul style="list-style-type: none">・系統連系受電契約の締結および変更・系統連系受電契約解約時の扱い・系統連系受電サービス料金等の支払い方法・系統連系受電契約に関する業務の遂行における個人情報の共同利用
その他、「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱（中部エリア）」の規定に準じて各規定を見直しております。		

以 上